

岩手県立大学

令和8年度後期 授業料減免・給付奨学金制度について



本学の授業料減免は、3つの制度で構成されています

①【国・新制度】高等教育の修学支援新制度による授業料減免(P3～9)

対象：学部生・短大生のみ ※大学院生及び留学生は対象外です。

多子世帯
含まれています

②【県大・通常】岩手県立大学が行う授業料減免(P10)

対象：全学生

③【県大・震災】岩手県立大学が行う

東日本大震災津波の被災者を対象とした授業料減免(P11)

対象：全学生(東日本大震災津波で被害を受けた者)

原則、【国・新制度】を申請する場合、
【県大・通常】または【県大・震災】も同時に申請してください。

※ 授業料を「減額」することと、授業料を「免除(全額)」することまとめて「減免」と呼んでいます。

※ 「給付奨学金」は、「返還の必要がない奨学金」です。

①【国・新制度】高等教育の修学支援新制度(多子世帯以外)による授業料減免

〔対象〕 **住民税非課税世帯・準ずる世帯**の学生(※1)

授業料・入学料の
減免

+

返す必要のない
給付奨学金

**給付と減免
原則、両方申請**
「片方だけ」は
ダメ(※3)です

★ 上記の二つがセットになった制度です

★ 本人と生計維持者(基本的には両親)の収入に応じて支援額が決まります。

※1: 大学院生、留学生は【国・新制度】の対象外です。

※2: 適格認定(P9)により、廃止(遡及取消)となった場合、修学支援新制度による授業料減免が取消となります。減免取消となった授業料及び給付奨学金は納付いただく必要がございます。

※3: 日本学生支援機構の給付奨学金との併用を制限する他の奨学金の利用(申請)を希望するために、**【国・新制度】のうち「授業料減免のみ」**を申請したい場合は学生センターにご相談ください。



①【国・新制度】高等教育の修学支援新制度(多子世帯)による授業料減免

〔対象〕 **学生本人が生計維持者の「扶養する子」であり、本人も含めて「扶養する子が3人以上いる世帯」の学生**(※1)

○支援区分が第Ⅰ区分(多子世帯)から第Ⅳ区分(多子世帯)の場合

授業料・入学料の
減免

+

返す必要のない
給付奨学金

○支援区分が多子世帯の場合

授業料・入学料の
減免

★ 本人と生計維持者(基本的には両親)の収入に応じて支援額が決まります。

※1: 大学院生、留学生は【国・新制度】の対象外です。

※2: 適格認定(P9)により、廃止(遡及取消)となった場合、修学支援新制度による授業料減免が取消となります。

減免取消となった授業料及び給付奨学金は納付いただく必要があります。

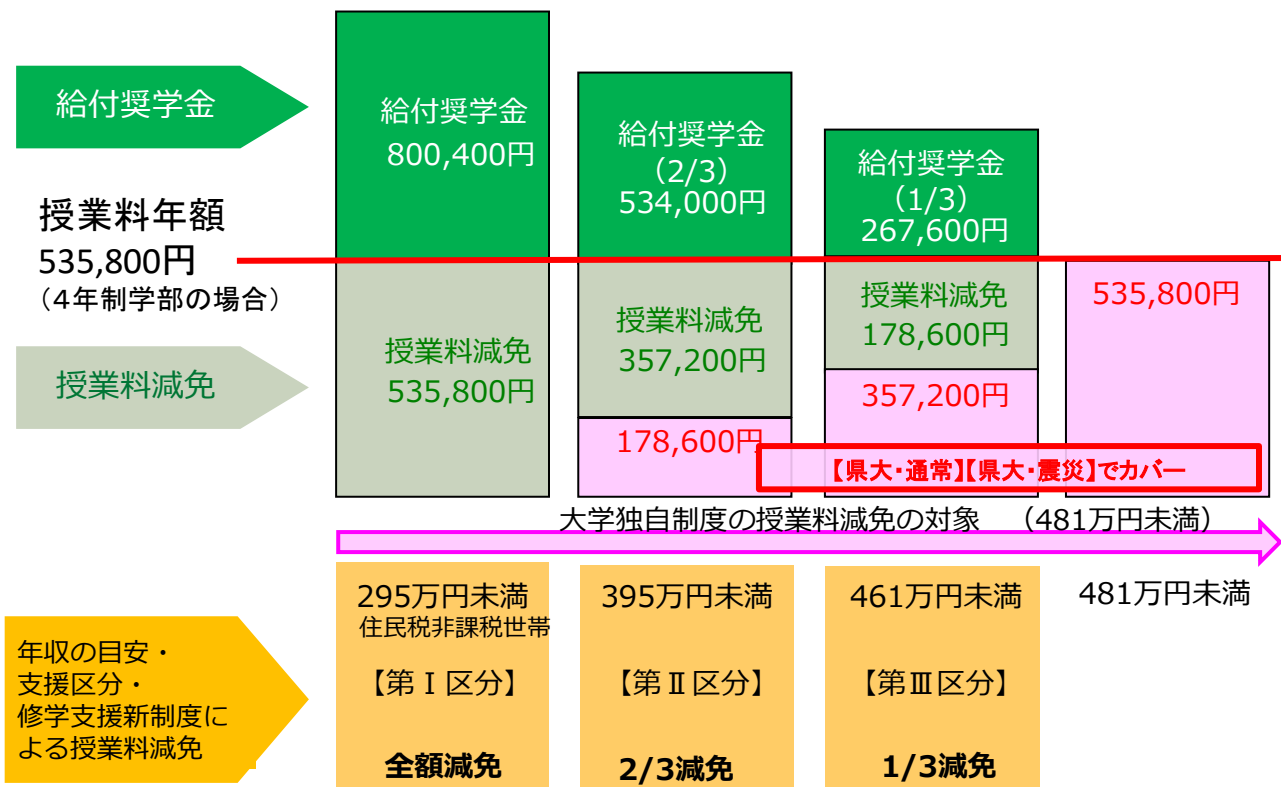
※3: 日本学生支援機構の給付奨学金との併用を制限する他の奨学金の利用(申請)を希望するために、
【国・新制度】のうち「授業料減免のみ」を申請したい場合は学生センターにご相談ください。

①【国・新制度】高等教育の修学支援新制度（多子世帯以外）による授業料減免

家計基準

高等教育の修学支援新制度では、家計の審査結果に応じ、支援区分が第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、対象外（不採用）に分かれます。支援区分や通学形態（自宅通学・自宅外通学）等によって、受けられる支援の額が変わります。日本学生支援機構のホームページからシミュレーションすることをおすすめします。
※毎年夏季に家計状況に応じて、支援区分の見直しが行われます。

●日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>



①【国・新制度】高等教育の修学支援新制度(多子世帯)による授業料減免

家計基準

高等教育の修学支援新制度では、家計の審査結果に応じ、支援区分が第Ⅰ区分(多子世帯)、第Ⅱ区分(多子世帯)、第Ⅲ区分(多子世帯)、第Ⅳ区分(多子世帯)、多子世帯に分かれます。支援区分や通学形態(自宅通学・自宅外通学)等によって、受けられる支援の額が変わります。日本学生支援機構のホームページからシミュレーションすることをおすすめします。
※毎年夏季に家計状況に応じて、支援区分の見直しが行われます。

●日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>



給付奨学金	給付奨学金 800,400円	給付奨学金 (2/3) 534,000円	給付奨学金 (1/3) 267,600円	給付奨学金 (1/4) 200,400円	
授業料年額 535,800円 (4年制学部の場合)					
授業料減免	授業料減免 535,800円	授業料減免 535,800円	授業料減免 535,800円	授業料減免 535,800円	授業料減免 535,800円
年収の目安・ 支援区分・ 修学支援新制度に よる授業料減免	295万円未満 住民税非課税世帯 【第Ⅰ区分 (多子世帯)】 全額免除	395万円未満 【第Ⅱ区分 (多子世帯)】 全額免除	461万円未満 【第Ⅲ区分 (多子世帯)】 全額免除	600万円程度までの世帯 【第Ⅳ区分 (多子世帯)】 全額免除	所得制限なし 【多子世帯】 全額免除

①【国・新制度】高等教育の修学支援新制度（多子世帯以外）による授業料減免

給付奨学金の
月額・年額

支援区分	自宅通学(月額・年額)	自宅外通学(月額・年額)
第Ⅰ区分	29,200円・350,400円	66,700円・800,400円
第Ⅱ区分	19,500円・234,000円	44,500円・534,000円
第Ⅲ区分	9,800円・117,600円	22,300円・267,600円

授業料減免の金額
(年額)

支援区分	4大学部	短大部
第Ⅰ区分:全額免除	535,800円	390,000円
第Ⅱ区分:2/3減免	357,200円	260,000円
第Ⅲ区分:1/3減免	178,600円	130,000円

※第Ⅱ区分、第Ⅲ区分は、差額が【県大・通常】【県大・震災】でカバーされます。

①【国・新制度】高等教育の修学支援新制度(多子世帯)による授業料減免

給付奨学金の
月額・年額

支援区分	自宅通学(月額・年額)	自宅外通学(月額・年額)
第Ⅰ区分(多子世帯)	29,200円・350,400円	66,700円・800,400円
第Ⅱ区分(多子世帯)	19,500円・234,000円	44,500円・534,000円
第Ⅲ区分(多子世帯)	9,800円・117,600円	22,300円・267,600円
第Ⅳ区分(多子世帯)	7,300円・87,600円	16,700円・200,400円

授業料減免の金額
(年額)

支援区分	4大学部	短大部
第Ⅰ区分(多子世帯):全額免除	535,800円	390,000円
第Ⅱ区分(多子世帯):全額免除		
第Ⅲ区分(多子世帯):全額免除		
第Ⅳ区分(多子世帯):全額免除		
多子世帯:全額免除		

①【国・新制度】高等教育の修学支援新制度による授業料減免

学業成績基準

- ・4年制大学では1年に一度(年度末)、短期大学では前後期の各期末に「適格認定」を行い、以下の基準に当てはまらないことを確認します。
- ・適格認定で「廃止」基準に該当すると支援が打ち切られます。「停止」基準に該当すると支援が停止します。

★授業料減免や給付奨学金は、安心して学修するためにある制度です。このことを理解し、しっかり学業に励みましょう。

区分	学業成績の基準
廃止	●1～4のいずれかに該当する場合は、<u>支援が打ち切られます</u>。 1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2 修得した単位数の合計数が<u>標準単位数の6割以下</u>であること 3 履修科目の授業への出席率が6割以下であること、その他学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(停止区分に該当する場合を除く) ※ 廃止(遡及取消)となった場合、授業料減免が取消となり、取消分を納付いただく必要がございます。
停止	●連続して「警告」の区分該当した者のうち、2回目の「警告」事由が、「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」のみの場合、支援が停止します。(3回連続して「警告」に該当した場合を除きます。) ●停止の判定を受けた次の適格認定で、「廃止」にも「警告」にもならなかった場合は、支援が再開します(支援対象外等、その他の事由により停止となっている場合は、支援は再開しません)。
警告	●1～3のいずれかに該当する場合は、警告となります。 1 修得した単位数の合計が<u>標準単位数の7割以下</u>であること 2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること 3 履修科目の授業への出席率が8割以下であること、その他の学修意欲が低い状況にあると認められること

②【県大・通常】岩手県立大学が行う授業料減免

「学力」「家計」の各要件を満たせば「全額免除」となりますが、
給付奨学金とセットではありません

1 対象 全学生

2 学力要件(全部)

(1) 通算GPA2.0以上

※ 経済的困窮度が高いと認められる場合等、要件が緩和される場合があります

(2) 学年に応じた基準以上の単位修得

- ※ 卒業に必要な単位に対し令和8年前期までに、
2年生は1/4、3年生は2/4、4年生は3/4の修得が必要
- ※ 1年生前期は「意欲があり、学業を確実に修了できる見込み」があると
認められれば学力要件を満たしたものとして取扱います。

(3) 特別な事情(留学又は長期療養等)無く留年していない

3 家計要件

令和7年(1月～12月)の認定所得額が一定の基準額以下である

学力基準を満たさない場合でも、「分割納付」「納付期限の変更」は申請可能です。
ただし、その場合も、「減免」と同様に家計要件の審査があります。

【国・新制度】で支援区分Ⅱ・Ⅲの学生は、
【県大・通常】を同時に申請することで、
これらの要件に関わらず授業料の全額
免除となります。

【参考:家計要件(年収上限)の目安】

父(就業者)、母(専業主婦)、学生、学生の兄弟1名(高校生)の計4人世帯の場合

区分	学生本人の 住居区分	給与所得の世帯 (源泉徴収票の 「支払金額」)	給与所得以外の世帯 (確定申告書の 「所得金額」)
授業料減免	自 宅	418万円	230万円
	自宅外	481万円	274万円
納期変更 分割納付	自 宅	645万円	390万円
	自宅外	692万円	434万円

(注)上記の金額はあくまで「目安」です。世帯人数や家庭の事情により増減しますので注意してください。

また、家族の収入が増減することやきょうだいの就学状況が変化することにより、
過去の申請時とは異なる結果になる場合があります。

【国・新制度】とは基準が異なります。

【国・新制度】で不採用だった方でも「全額免除」となる場合があります。

③【県大・震災】岩手県立大学が行う東日本大震災津波による授業料減免

東日本大震災津波の被害を受けた世帯の学生を対象とした授業料減免で全額免除、半額減免、1/4減免が受けられる制度です。

【県大・通常】では対象外となる家計状況であっても、減免が受けられる可能性があります。

1 対象

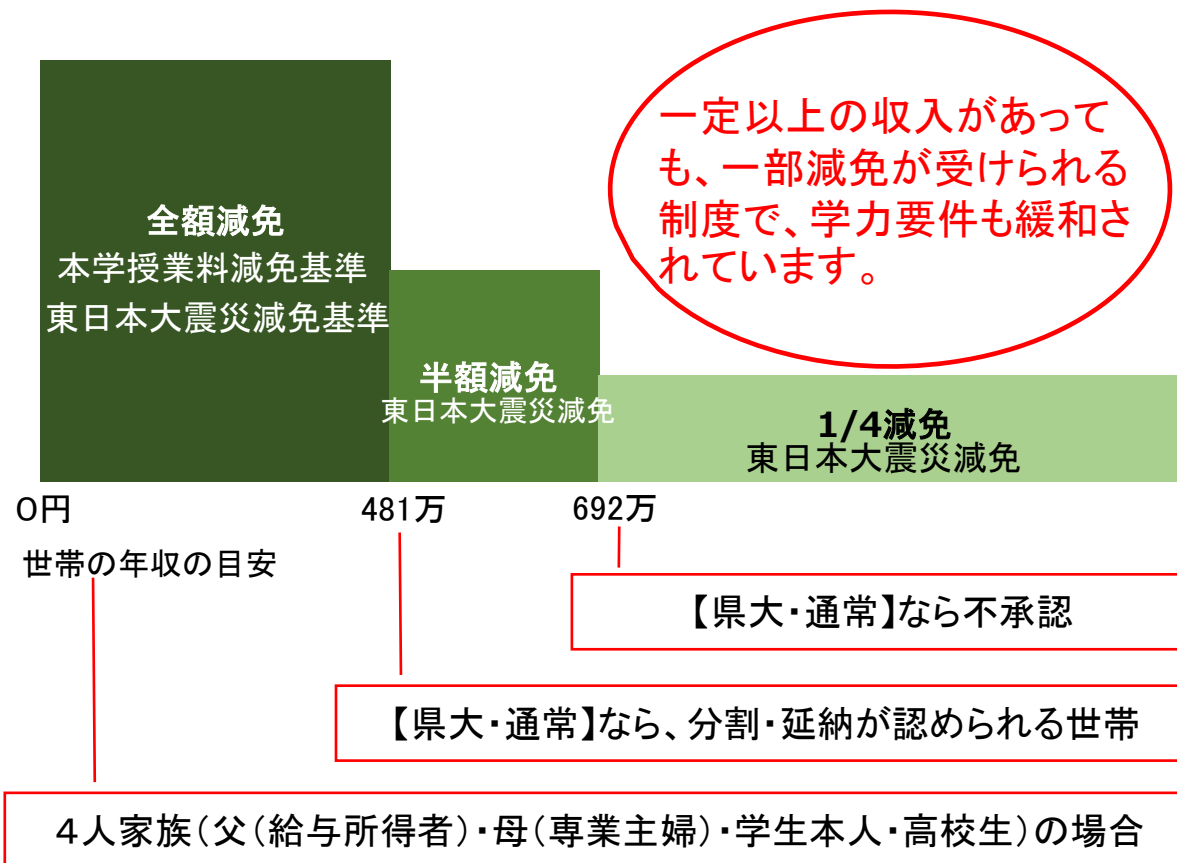
全学生

(東日本大震災津波でいずれかの被害を受けた者
＝罹災証明書等の提出が必要です。)

- (1) 住居の全壊・大規模半壊
- (2) 住居の全焼
- (3) 住居の流失
- (4) 学資負担者の死亡又は行方不明
- (5) 学資負担者の住居が、福島第一原子力発電所の事故による帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されたことにより、立退きの被害を受けた場合

2 要件

- (1) 学力要件:通算GPA1.8以上
※ GPA以外の要件(修得単位、留年)は【県大・通常】と同様です
- (2) 家計要件
令和7年の認定所得額が一定の基準額以下である



多子世帯に対する大学等の無償化について

制度概要

- 所得制限なく、大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償とする制度です。
- 支援の対象は、『学生本人が生計維持者の「扶養する子」であり、本人も含めて「扶養する子が3人以上いる」学生』です。
- 授業料減免額は全額免除となります。
4ページ、6ページ及び8ページに概要を記載していますので、そちらも併せて確認してください。
- なお、支援を受けるためには、「給付奨学金」と「授業料減免」の両方の手続きが必要です。
手続き内容は、「給付奨学金」の利用の有無及び支援区分に応じて変わりますので、19ページ以降の手続きの説明の中で、該当する手続きを行ってください。

多子世帯に対する大学等の無償化について

注意点～「扶養する子の人数」の考え方(令和8年度)～

- 確定済みの前年の税情報により確認します。扶養親族の基準日は12月31日です。
- そのため、現在の支援区分の判定は、「令和7年12月31日時点」の扶養する子の人数で判定がされています。
- ただし、令和8年1月1日以降に新たに生まれた子等がいる場合は、「扶養する子の人数」に加算され、「多子世帯に該当する」と判定される可能性があります。
- ついては、「新たに生まれた子等」がいる方は、学生センターまたは宮古事務局へ申し出てください。

【新たに生まれた子等について】

- ・ 生計維持者の実子
- ・ 生計維持者に委託された里子
- ・ 生計維持者と特別養子縁組をした特別養子

【申出期限について】

- ・ 令和8年度前期に給付奨学金を利用中の学生の手続きについては、令和8年8月18日(火)にメールで連絡済みです。申出期限が令和8年9月24日(木)となっていますので早めにご相談ください。
- ・ 給付奨学金を新規で申し込む方は、令和8年度後期給付奨学金申請手続きに関する書類を確認願います。
- ・ 申出期限が過ぎてしまった場合は学生センターまたは宮古事務局へご相談ください。

3つの制度の申請から結果判定まで

大学

学生

日本学生支援機構

(受付・審査)

①【国・新制度】給付奨学金申請

(受付・審査)

成績要件を大学が
審査して機構に推薦

(推薦)

家計要件を
日本学生支援機構が審査

(受付)

②【国・新制度】授業料減免申請

(受付・審査)

③【県大・通常】または【県大・震災】
授業料減免申請

⑤【国・新制度】支援区分を確認

④【国・新制度】「支援区分」判定

奨学金

⑥【国・新制度】奨学金を給付

⑦【国・新制度】及び
【県大・通常】または【県大・震災】の
減免判定結果を通知

通知

二つの制度を同時に申請すること
で、全額免除を受けられる可能性
が高まります。

<< 授業料減免 判定パターン >>

- 支援区分Ⅰ・Ⅰ(多子)・Ⅱ(多子)・Ⅲ(多子)・Ⅳ(多子)・多子世帯 ⇒ 【国・新制度】だけで授業料全額免除
- 支援区分Ⅱ・Ⅲ ⇒ 【国・新制度】と【県大・通常】または【県大・震災】の組み合わせで授業料全額免除
- 支援区分外 ⇒ 【県大・通常】または【県大・震災】の基準に照らし判定
 - 【県大・通常】…全額免除、分割納付、納期変更、不承認
 - 【県大・震災】…全額免除、半額減免、1/4減免、分割納付、納期変更、不承認

授業料減免（給付奨学金）手続き早見表

○ 給付奨学金利用中で10月以降の支援区分が【第Ⅰ区分】、【第Ⅰ区分（多子世帯）】、【第Ⅱ区分（多子世帯）】、【第Ⅲ区分（多子世帯）】、【第Ⅳ区分（多子世帯）】、【多子世帯】となっている。



Aの手続きを行います

○ 給付奨学金利用中で10月以降の支援区分が【第Ⅱ区分】、【第Ⅲ区分】となっている。



Bの手続きを行います

○ 給付奨学金の奨学生番号があるが【支援区分無し（支援停止）】又は給付奨学金を利用していない（もしくは、要件を満たさず申請しない）が、【県大・通常】又は【県大・震災】だけを申請する。



Cの手続きを行います

○ 今まで給付奨学金を利用したことがなく、今回新たに申し込む。



Dの手続きを行います

Aの人の手続き

○ 給付奨学金利用中で支援区分が【第Ⅰ区分】、【第Ⅰ区分(多子世帯)】、【第Ⅱ区分(多子世帯)】、【第Ⅲ区分(多子世帯)】、【第Ⅳ区分(多子世帯)】、【多子世帯】となっている。

1 すでに給付奨学金を利用している方

「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定及び変更認定に関する申請書(継続)
(様式第2号)」を提出

2 提出場所・提出期限

(提出場所) 滝沢キャンパス…学生センター

宮古キャンパス…宮古事務局

(提出期限) 令和8年9月24日(木)



Bの人の手続き

○ 給付奨学金利用中で支援区分が【第Ⅱ区分】、【第Ⅲ区分】となっている。

1 すでに給付奨学金を利用している方

- (1) 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定及び変更認定に関する申請書(継続)(様式第2号)」を提出
- (2) 「授業料減免等申請書(様式第3号)」及び「家庭状況調査書(様式第4号)」を提出

※ 源泉徴収票等の収入確認書類は提出不要です。

2 提出場所・提出期限

(提出場所) 滝沢キャンパス…学生センター

宮古キャンパス…宮古事務局

(提出期限) 令和8年9月24日(木)



Cの人の手続き

○ 給付奨学金の奨学生番号があるが【支援区分無し(支援停止)】又は給付奨学金を利用していない(もしくは、要件を満たさず申請しない)が、【県大・通常】又は【県大・震災】だけを申請する。

1 「授業料減免等申請書(様式第3号)」及び「家庭状況調査書(様式第4号)」を提出

※ 所得課税証明書や源泉徴収票の写しなど、必要な添付書類の詳細は「令和8年度後期授業料減免申請要領」で確認してください。

2 提出場所・提出期限

(提出場所) 滝沢キャンパス…学生センター

宮古キャンパス…宮古事務局

(提出期限) 令和8年9月24日(木)



Dの人の手続き

○ 今まで給付奨学金を利用したことがなく、今回新たに申し込む。

- 1 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(様式第1号)」を提出
- 2 「授業料減免等申請書(様式第3号)」及び「家庭状況調査書(様式第4号)」を提出
※ 所得課税証明書や源泉徴収票の写しなど、必要な添付書類の詳細は「令和8年度後期授業料減免申請要領」で確認してください。
- 3 給付奨学金の申請に必要な書類の準備・提出
 - (1) 大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
 - (2) (1年生のみ)高校の評定平均値がわかる書類(調査書等)※ 詳しくは「令和8年度後期給付奨学金申請手続きについて」で確認してください。
- 4 提出場所・提出期限
(提出場所) 滝沢キャンパス…学生センター / 宮古キャンパス…宮古事務局
(提出期限) 令和8年9月24日(木)



授業料減免・給付奨学金 提出書類一覧

		【国・新制度(減免)】関係		【県大・通常】・【県大・震災】関係			【国・新制度(給付奨学金)】関係(※2)	
給付奨学金の状況	申請パターン↓	様式 第2号	様式 第1号	様式 第3号	様式 第4号	添付書類 (所得課税証明書等)(※1)	学修計画書	調査書
すでに以下の支援区分で認定済み ○第Ⅰ区分 ○第Ⅰ区分(多子世帯)、第Ⅱ区分(多子世帯)、 第Ⅲ区分(多子世帯)、第Ⅳ区分(多子世帯)、 多子世帯	A	○						
すでに以下の支援区分で認定済み ○第Ⅱ・Ⅲ区分	B	○		○	○			
廃止・停止により支援区分がない	C			○	○	○		
給付奨学金に今から新規申込(2年生以上)	D		○	○	○	○	○	
給付奨学金に今から新規申込(1年生)	D		○	○	○	○	○	○
給付奨学金には申し込まない (※県立大学独自制度のみ)	C			○	○	○		

※1: 添付書類の詳細は「令和8年度後期授業料減免申請要領」で確認をしてください。

※2: 給付奨学金の申請においては、大学に提出する書類に加え、マイナンバー提出書を日本学生支援機構に直接提出(郵送)する必要があります。

詳しくは「令和8年度後期給付奨学金申請手続きについて」で確認をしてください。

問い合わせ連絡先

岩手県立大学 学生支援室 学生支援グループ

TEL:019-694-2010(直通)

メールアドレス:g-assist@ipu-office.iwate-pu.ac.jp

＜＜ 申請する皆様へお願い ＞＞

- ・ 申請に必要な書類は、学生自身が記入、準備してください。不明点についても、学生自身が問い合わせるようにしてください。
- ・ 申請書類のうち、手書きで作成する必要があるものについては、黒のボールペン(消えないもの)で、丁寧に楷書で書いてください。
- ・ 申請様式や添付書類の中には準備に時間を要するものもあります。期限間際に慌てることの無いよう、早めに準備を進めてください。
- ・ 申請書受付後に書類の不備や不足について連絡(メール)する場合があります。結果通知受け取りまで、メールをこまめに確認してください。

参考資料

参考資料及び各種リンクは岩手県立大学ホームページ(授業料の納付方法の特例と減免)よりご確認ください。

URL: <https://www.iwate-pu.ac.jp/life/information/tuition/method>

